

【職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績】

育児休業取得率 及び 育児休業の承認期間

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表（令和5年9月）

① 育児休業取得率

取得率(%)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
男性職員	14.7%	14.3%	23.9%
女性職員	100.0%	100.0%	100.0%

※ 総務省「地方公務員の勤務条件等に関する調査」に基づく

② 令和4年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員における育児休業の承認期間

月数	0-3	4-6	7-9	10-12	13-15	16-18	19-21	22-24	25-27	31-34
男性職員(人)	8	3								
女性職員(人)		1	3	7	4	8	2	5	2	16

※ 総務省「地方公務員の勤務条件等に関する調査」に基づく